

# 山梨県公報

号外第二十六号

平成二十一年

三月三十一日

火曜日

## 目次

人事委員会

- 一 職員に関する規則の一部を改正する規則
- 一 人事記録に関する規則の一部を改正する規則
- 二 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 三 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 四 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 四 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
- 四 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 四 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 四 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 五 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第八号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

職員に関する規則の一部を改正する規則  
職員に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項中

司書	主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験(五肢選択及び記述)人物試験論人物試験
----	---	-------------------------

身体検査  
資格調査

司書	主として図書に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験(五肢選択及び記述)人物試験論人物試験資格調査
学芸員	主として歴史及び芸術等に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験(記述)専門試験(人物試験)論人物試験資格調査
文化財主事	主として文化財に関する他の知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験(記述)人物試験論人物試験資格調査

を  
に改め、同表備考第三号

中「又は五肢選択式及び記述式」を「五肢選択式及び記述式又は記述式」に改める。

別表第四職員採用上級試験の項第三号の表中

保健師	保健師の免許
-----	--------

を

保健師	保健師の免許
学芸員	学芸員の資格

に改める。

別表第六第一号の表学芸員の項を削る。

別表第六第三号中  
1 文化財主事  
2 職業訓練  
3 通訳  
を  
1 職業訓練  
2 通訳  
に改める。

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第九号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。



勤務する者) に改め、同部総合理工学研究機構の項中「査幹」を特別研究員 六種(人事委

員会が認める者にあつては五種) を特別研究員 六種(人事委員会が認める者 八種(人事委員会が認める者

にあつては五種) に改め、同部男女共同参画推進センターの項を削り、同部総合県

に改め、同部峡東保健福祉事務所の項及び峡南保健 課税・管理部長 五種 徴収部長 五種(人事委員

会が認める者にあつては四種) を 課税・管理部長 五種 徴収部長 五種

福祉事務所の項中 次長 七種(人事委員会が認める者にあつては六種) 保健福祉企画幹 七種

を 次長 七種(人事委員会が認める者にあつては六種) に改め、同部育精

福祉センターの項中「二種」を「四種」に改め、同部森林総合研究所の項中「技術指導 幹」を「普及指導幹」に改め、同部工業技術センターの項中

事委員会が認める者にあつては五種) を 特別研究員 六種(人事委員会が認め

る者にあつては五種) に改める。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「理事」を「理事」に、文化 次

振興監 三種(人事委員会が認める者にあつては二種) を 次長 三種 文化

め、同部文学館の項中 副館長 五種(人事委員会が認める者にあつては四種) を 副館長 五種(人事委員会が認める者にあつては四種) 学芸幹 八種(人事委員会が認める者にあつては七種) に改める。

附則 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十一年三月三十一日 山梨県人事委員会 委員長 渡邊 貢

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の 一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「この条において」を削る。 別表第八の一級の項中 「上和田小学校 大月市七保町瀬戸 増富小学校 北杜市須玉町比志」を「増富小学校 北杜市須玉町比志」に改める。

附則 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十二号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「東京都府中市」を「東京都八王子市及び府中市」に改める。

別表東京都の項中「府中市」を「八王子市 府中市」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十三号**

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「伊那市」を「伊那市 千曲市」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十四号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「住宅課 建築指導課」を「建築住宅課」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十五号**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号本中「、農業大学校」を削る。

第十五条の見出し及び同条中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

**附則**

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 平成二十一年四月一日

二 第十五条の規定 平成二十一年五月二十一日

**山梨県人事委員会規則第十六号**

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し及び同条中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十号中「社団法人山梨県観光物産連盟」を「社団法人やまなし観光推進機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番